

議案第 59 号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和 37 年条例第 69 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

火災予防条例（例）に林野火災予防の実効性を高めるための規定が追加されたこと並びに火災予防に関する総務省令の改正により消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）の区分及びこれに適用される基準が創設されたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和３７年条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章から第３章まで（略） <u>第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７）</u> <u>第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）</u> 第４章から第７章まで（略） 付則 第７条（略） <u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第７条の２ 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（１） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>（２） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易</u>	目次 第１章から第３章まで（略） <u>第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７）</u> 第４章から第７章まで（略） 付則 第７条（略）

サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 取手市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 取手市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の

実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器，感震ブレーカーその他の物品，機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第3章の3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は，気象の状況が山林，原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは，林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは，注意報が解除されるまでの間，市の区域内に在る者は，第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は，林野火災の発生の危険性を勘案して，前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は，林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは，林野火災の発生の危険性を勘案して，第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は，同項の指定を受けたときは，速やかに防火担当者を定め，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては，防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ

実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器その他の物品，機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は，同項の指定を受けたときは，速やかに防火担当者を定め，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては，防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ

るとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 及び (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) から (6) まで (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) から (6) まで (略) <u>(6) の 2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u> (7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。) (7) の 2 から (15) まで (略) 2 及び 3 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(<u>たき火を含む。)</u>) (2) 及び (3) (略) (4) 水道の断水又は<u>減水</u> (5) 及び (6) (略) 2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> (指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	るとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 及び (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) から (6) まで (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次の各号に掲げるもの</u>を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) から (6) まで (略) (7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。) (7) の 2 から (15) まで (略) 2 及び 3 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2) 及び (3) (略) (4) 水道の断水又は<u>減少</u> (5) 及び (6) (略) (指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)
---	---

第 46 条（略）	第 46 条（略）
2（略）	2（略）
3 第 1 項の規定は、同項の <u>届出の内容を変更し、又は貯蔵及び取扱いを廃止する場合</u> について準用する。	3 第 1 項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 4 5 条第 4 号の改正規定 公布の日
- （2）第 7 条の 2 の改正規定、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 2 9 条の 7 及び第 4 4 条の改正規定 令和 8 年 3 月 3 1 日